

氏 名 陳 引 弟
学位の種類 博士（社会学）
学位授与年月日 2013年9月25日
学位論文の題名 中国大都市における介護福祉専門職養成教育に関する研究
—日本の経験と到達点を参考にして—

【論文内容の要旨】

本論文は、日本の介護福祉専門職養成の到達点を参考にしながら、中国の遼寧省 A 市における要介護高齢者の生活実態と介護需要、介護職員の労働実態と有する知識・技術、介護職養成教育の実態と課題を検討し、中国における介護福祉専門職養成教育の現状と課題を明らかにし、中国の社会背景と文化をふまえた介護福祉専門職養成のあり方の提案も試みたものである。

1. 本論文の構成

本論文の展開は、

まず、序章において、中国において介護の社会化の進展の中で介護福祉専門職の養成教育が喫緊の課題となっている背景と研究の方法について述べている。第1章では、日本における介護福祉専門職の変遷と介護福祉士の国家資格化に伴う介護福祉教育の確立過程を振り返りそのなかいにある普遍性と独自性を検討している。第2章では、中国の遼寧省 A 市における施設と在宅の要介護高齢者を対象に実施した質問紙調査をもとに生活実態と介護需要を明らかにしている。第3章では、中国遼寧省 A 市における高齢者施設の介護職員を対象に質問紙調査を行い、職員の労働条件、知識と技術の実態を明らかにしている。第4章では、中国遼寧省 A 市における施設の介護職員と短期大学の教員・学生・実習先の施長にインタビュー調査をし、現場訓練、短期養成、短期大学教育の実態と課題を明らかにした。終章では、中国大都市における介護福祉教育のカリキュラムと実習教育について検討し、中国の社会背景と文化をふまえた改善を提案している。

具体的な目次構成は以下の通りである。

序章 本研究の研究背景と目的、意義及び方法

第1節 研究背景と目的

第2節 研究の意義と方法

第3節 論文の構成

第1章 日本の介護福祉専門職の変遷過程と介護福祉教育の独自性と普遍性

第1節 世界の介護職教育と日本の介護福祉教育の特徴

第2節 日本における高齢化社会の特徴

第3節 日本における介護福祉専門職の変遷と確立

第4節 日本の介護福祉専門職養成校 M 短期大学の教育変遷

第5節 日本における介護福祉専門職教育の独自性と普遍性

第2章 中国大都市における高齢者介護の社会的需要の構成とその特徴

第1節 人口高齢化の進展

第2節 高齢者の社会保障に関する制度政策

第3節 要介護高齢者の社会的な介護の需要の構成とその特徴—質問紙調査を通して—

第3章 中国大都市における高齢者施設介護職員の労働実態と知識・技術の構成

- 第1節 高齢者介護施設に関する制度政策
 - 第2節 高齢者施設介護職の労働実態
 - 第3節 高齢者施設介護職の知識と技術の構成
 - 第4章 中国大都市における介護職養成の特徴と課題
 - 第1節 介護職養成に関する制度政策
 - 第2節 高齢者施設の介護職員における教育の現状と課題
 - 第3節 短期大学教育の現状と課題—カリキュラムと実習教育を中心に—
 - 終章 日本の介護福祉専門職養成の経験と到達点からみた中国大都市における介護福祉専門職養成のあり方
 - 第1節 資格取得のあり方
 - 第2節 短期大学養成課程における教育内容のあり方
 - 第3節 今後の研究課題
- 参考・引用文献

2. 本論文の内容

序章では、介護福祉専門職養成におけるカリキュラムの構成と実習教育に着目し、日本の介護福祉専門職養成教育の経験と形成過程から普遍的な特徴と独自性を導きだし、それを参考に中国における介護福祉専門職教育のカリキュラムと実習教育の現状と改善課題を実態調査とカリキュラム等の比較研究を通して明らかにする最初の試みであることが述べられている。

第1章では、日本の介護福祉士教育は「基礎教養」「介護福祉専門職理論」「介護福祉専門職技術」「実習」で構成され、「国家試験」で統一的資質の確保を図ったうえで、キャリアパスで専門職を確立していくシステムであり、内容として、生活の側面を重視している点にあることを指摘している。また、介護福祉士会などの職能団体が「生活支援、介護福祉」という視点で介護福祉教育の確立を促進し、教育者・研究者（養成校）は、介護福祉学の本質と専門性を追求してきた。養成校の現場では「教員、実習生、実習指導者」が合同で定期的に反省会を開き、理論と実習の往復の繰り返しを通して、介護観や介護の知識と技術を習得させる手法をとっている。これらの経験は日本に独自なものであり普遍性をもっていると指摘している。このような日本の特徴を、介護福祉教育に関する日本の研究者だけではなく日本のM短期大学の教員にインタビューすることで確認している。

第2章では、遼寧省A市の在宅と施設の要介護高齢者を対象に実施した質問紙調査により次のような事実と課題を確認している。①介護サービス提供システムは、「老年人權益保障法」の規定に則っていない、②施設の介護は寝かせきり介護につながるものである、③入所の要因は、身体的機能の低下だけではなく、主介護者の確保ができないことおよび家の環境整備（バリアフリー）ができていないことなどがある、④施設利用料の軽減を含む施設の在り方を再検討すると同時に利用者が持っている潜在的力を引き出し、生きがいを持てる生活援助が必要となっていることも指摘している。

第3章では、遼寧省A市の高齢者施設における介護職員の実態調査を実施し、介護職員の労働実態と課題及び介護職員が有する知識と技術の内容を分析している。その結果、介護職員の実態としては、中学校卒44.3%、短期養成を受けたもの69.3%、週間労働時間40時間以上87.7%、月収600元以下24.8%（調査時A市の最低給料600元）を占めており、職員の社会的背景が全体に低位な実態が優勢であることを確認している。またそれに制約されて職員の知識や技術については、①老人福祉に関する制度政策が、まだ十分に具体化・普遍化されるに至っていないこと、②介護に関する教育を受けた期間が、介護の知識・技術と最も強く関連しており、介護の知識・技術を高めるといふ社会的要請に応えるためには、介護の専門職養成は急務であること、③高校卒以上の者においても、現在の介護職員の知識・技術をレベルアップするために専門教育を受けた者を現場に就職させることが必要であり、介護職員

の社会的な地位を高めることと労働条件の改善が不可欠であることを指摘している。

第4章では中国大都市における介護職養成の特徴と課題を明らかにするために、高齢者施設の介護職員の中から短期大学養成、短期養成、現場研修の三種類のルートで養成を受けた者を対象に聞き取り調査を実施した。その結果①短期大学卒の者が担っている介護は生活の全般にかかわる専門職が求められるが、大学での教育内容は明らかに不十分で介護福祉学を確立するため、カリキュラムとシラバスの充実や教員の質の確保が緊急の課題であること、②短期養成においては、労働と社会保障部に規定されている「養老護理員職業標準」のカリキュラムに基づかず、生活介護を中心に行っており、短期養成の質が明らかに現場の要求に追いついておらず、教育時間数の確保、内容の充実、教員の質の確保などが早急に求められていること、③現場研修だけを受けた者は固定した自立の高齢者を対象に、施設の責任者や家族などから言われるままに家事援助や見守りを中心に担っている等の実態を明らかにしている。次に、現在中国で模範とされている短期大学でのカリキュラムと実習教育について、実習施設職員、学生、教員にインタビュー調査を行った。現場では生活介護、身体介助、心理的ケア、終末期ケア、レクリエーション、リハビリテーションなど生活の全般にかかわる介護が求められているが、大学での教育内容は明らかに不十分であり、カリキュラムの構成と並び実習教育の実習指導不在が問題点として浮かび上がったとしている。中国においては「孝」で表現される敬老思想と「人間関係の基礎である愛」をあらわす「仁」の思想および、障害者の権利保障を踏まえた個人の尊厳と生き甲斐を承認した人権思想との接合が重要であるとの指摘を、現場の施設長の職業倫理と「老年法」の目的規定から導き出している。

終章では、日本の介護福祉教育の経験と到達点に学びつつ、中国の要介護高齢者の介護需要、介護職員の資質及び短期大学の介護教育の実態と課題を踏まえて、介護福祉専門職養成のあり方について検討している。そして、短期大学におけるカリキュラムの構成としては、生活支援ができる介護福祉専門技術を提供できるため、「介護の原理論」と各論として「障害者福祉論」介護技術の裏付けになる科目「生活支援学総論」「生活環境論」「日常生活動作論」の追加、介護実習については「入門実習」「個別ケア実習」「総合実習」の段階に分けて構成することを提案している。介護実習演習を通して、実習先の決定、実習計画作成、個別指導、実習報告まで教員が学生に教育とサポートを行う等の提案を行っている。また、介護実習演習を通して、実習先の決定、実習計画作成、個別指導、実習報告まで教員が学生に教育とサポートを行う「実習指導」の導入が必要であるとしている。

【論文審査の結果の要旨】

本論文は以下の点で評価できるものである。

- (1) 日本においては、ソーシャルワークも看護も輸入された概念としての側面をもっていることを否定できないが、介護は日本の生活文化と現場の長い歴史的实践を踏まえて独自に形成されてきた側面が中心にあり、技術偏重ではなく社会福祉を基本においている。このことを、そのような伝統を積極的に踏まえた介護福祉教育のシステム化した構造や内容に日本の介護福祉教育の独自性と普遍性を認めている点は、日本の実態を外から客観的に捉えた留学生ならではの着眼点として高く評価したい。
- (2) 上記のような日本の到達水準の確認をしたうえで、中国の介護福祉教育の現状について、具体的な分析調査を行ない、その結果を批判的かつ、中国社会の高齢化と介護職員の確保の歴史的な制約と介護施設整備の歴史的な経緯も踏まえ、超越的な視点からではなく内在的に検討している点も高く評価できる。また、このような介護職員の養成に焦点を当てた実証研究は中国においてはきわめて少なく、今後の研究と教育の方向を示した先駆的な研究としても高く評価できる。
- (3) 調査研究の方法としては、徹底して現場主義を貫き、施設で働く職員、その支援を受けている高齢者自身、教育現場にいる教員、学生、実習施設の担当者等に直接インタビューする調査を中国と日本で断続的に繰り返し、問題の所在と課題を解決していく方向性について、量的調査も適切に組み合わせて分析を進めている。このような実

証的な研究の進め方は、新たな研究課題であり、既存のデータも限られていた故に不可欠とされたところであるが、その姿勢を一貫して貫いたことも、本研究の成果を説得力のあるものとしており評価できる点である。

(4) 中国における介護職員の養成の場として、今後ますます重要性を増してくると思われる短期大学での介護職員養成教育のカリキュラムと実習教育の問題点と改善方向について、具体的で緻密な検討と提案を行っており、中国の短期大学での介護福祉教育の現場にたいして実践的な問題提起ができていている点も意義深い。

上記のように本論文は高く評価しうるものではあるが、十分ではない点や今後に残された課題もある。

(1) 介護施設の入所者が自立度の高い人と重度の要介護者に二極化している実態や、介護事業者に営利事業が参入し利用者を選択している点が、介護施設の役割や職員の構成や職員に必要とされる労働内容、さらには福祉教育に影響を与えている点についての考察があると、中国における介護教育を巡る問題状況について、一層深い分析ができたと思われるが、調査対象の制約もありほとんど触れられてはならず、今後の分析課題として残されている。

(2) かつての日本のホームヘルプには本人のニーズを満たすよりも本人のできないことをカバーする面があった。しかし、介護からその人の自己実現やその人らしさを実現していくことを支援する介護福祉に発展してきた歴史がある。そのような歴史的な歩みを丁寧に見てゆけば、中国としての進め方が見えてくると思われるが、中国での介護職養成の実態を分析することを主眼にしたために、そのような課題は今後のテーマとして残されている。

(3) 実習教育に着目し、その意義も理解できているが、実習の中身ともなる介護技術教育の検証にまでは踏み込めていない。実習教育は技術教育の検証としての側面ももっている。中国では、介護施設の対象が三無老人であった段階から抜け出そうとしている時点であり、日本は生活保護世帯が中心であった段階から、老人福祉法の制定を契機として対象がひろがり、支援課題も広がり、それにとまって必要とされる技術も広がり深まりを持ってきた経緯がある。このような検討は、今後の中国での対象の広がりを踏まえつつ検討を深めるべき課題として残されている。

(4) 日本では、介護福祉に関わる職能団体が形成され、現場従事者を中心に介護福祉学会も設立され現場の経験を言語化し深める研究が進められてきた。中国では現状ではそのような組織が形成されてはいない。このような側面についても検討が必要と思われるが、中国での実践の進展と平行させて今後検討されるべき課題として存在していることを指摘しうる。また、「職業倫理」にかかわって、法律で規定されている「孝」と「仁」と人権尊重をどう融合して実践をどうするかという課題提起がなされているが、介護専門職、教育養成、法・制度などの複合的側面からアプローチをすべき課題として今後の展開に期待したい。

以上のような、より明確にされるべき点や残された課題はあるが、本論文の高い評価をくつがえすものではない。中国における介護職養成の研究は、極めて少なく、介護技術ではなく介護福祉をベースに据えた研究は、日本の介護福祉のもつ独自性を確認している点は日本にとっても意義深い研究であり、さらなる研究の継続と深化が期待される。上記の、問題点を中心とした公聴会での応答にも的確に答えて、遺漏がなく、審査委員会は一致して、本論文が博士学位を授与するにふさわしいものと判断した。

【試験または学力確認の結果の要旨】

本論文の公聴会は、2013年7月11日（木）10時40分から12時20分まで、産業社会学部大会議室にて行われた。審査委員会は公聴会の質疑応答を踏まえ、各審査委員の意見交換の結果、本博士学位請求論文が、博士を授与するに値するものであると全会一致で判断した。

なお、陳引弟氏は、学術論文4本（すべて単著で査読あり、うち1本は学会誌に掲載）、英語論文の翻訳分担も1本（学術図書の章を担当翻訳）ある。また、本学位請求論文を通して中国語文献だけではなく日本語文献をはじめ

とする外国語文献の理解においても優れており、十分な専門知識と、豊かな学識を有するものと、審査委員会は判断した。

以上から、審査委員会は申請者に対し、本学学位規程第18条第1項に基づいて「博士(社会学 立命館大学)」を授与することが適当であると判断する。

審査委員 (主査) 石倉 康次 立命館大学産業社会学部教授
(副査) 小川 栄二 立命館大学産業社会学部教授
(副査) 井上千津子 京都女子大学非常勤講師